

令和2年度福島県公債管理特別会計予算

令和2年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,842,356千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		295,806
	1 財 産 運 用 収 入	295,806
2 繰 入 金		55,546,550
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,250,744
	2 基 金 繰 入 金	31,295,806
3 県 債		37,000,000
	1 県 債	37,000,000
歳 入 合 計		92,842,356

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 公 債 費		92,842,356
	1 公 債 費	92,842,356
歳 出 合 計		92,842,356

令和2年度福島県土地取得事業特別会計予算

令和2年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,300,764千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,650,763
	1 財 産 運 用 収 入	763
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,300,764

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 基 金 管 理 費		764
	1 基 金 管 理 費	764
2 土 地 取 得 事 業 費		1,650,000
	1 公 共 用 地 取 得 事 業 費	1,650,000
3 繰 出 金		1,650,000
	1 基 金 繰 出 金	1,650,000
歳 出 合 計		3,300,764

令和2年度福島県国民健康保険特別会計予算

令和2年度福島県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,531,576千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		48,379,607
	1 負 担 金	48,379,607
2 国 庫 支 出 金		56,376,962
	1 国 庫 負 担 金	34,750,062
	2 国 庫 補 助 金	21,626,900
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		1
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	1
4 前 期 高 齢 者 交 付 金		55,822,317
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	55,822,317
5 共 同 事 業 交 付 金		148,593
	1 共 同 事 業 交 付 金	148,593
6 財 産 収 入		568
	1 財 産 運 用 収 入	568



款	項	金 額
7 繰 入 金		10,905,023
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,545,023
	2 基 金 繰 入 金	360,000
8 繰 越 金		2,873,894
	1 繰 越 金	2,873,894
9 諸 収 入		24,611
	2 貸 付 金 元 利 収 入	11,411
	4 雑 入	13,200
歳 入 合 計		174,531,576

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		104,691
	1 総 務 管 理 費	79,835
	2 運 営 協 議 会 費	478
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	24,378
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		136,548,224
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	136,548,224
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		25,013,903
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	25,013,903
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		101,659
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	101,659
5 介 護 納 付 金		9,406,964
	1 介 護 納 付 金	9,406,964
6 病 床 転 換 支 援 金 等		1,182
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	1,182

款	項	金額
7 共同事業拠出金		173,593
	1 共同事業拠出金	173,593
8 財政安定化基金支出金		180,000
	1 財政安定化基金支出金	180,000
9 保健事業費		28,379
	1 保健事業費	28,379
10 基金積立金		11,979
	1 基金積立金	11,979
12 諸支出金		2,961,002
	1 償還金及び還付加算金	2,887,035
	2 市町村助成金	73,967
歳出	合計	174,531,576

令和2年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和2年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,220
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,220
2 繰 越 金		24,707
	1 繰 越 金	24,707
3 諸 収 入		96,184
	1 預 金 利 子	10
	2 貸 付 金 元 利 収 入	96,009
	3 雑 入	165
歳 入	合 計	126,111

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		126,111
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	126,111
歳 出 合 計		126,111

令和2年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

令和2年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ462,056千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 繰越金		12,703
	1 繰越金	12,703
3 諸収入		449,353
	1 預金利息	18
	2 貸付金元利収入	449,324
	3 雑収入	11
歳 入 合 計		462,056



歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		374,520
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	374,520
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		87,536
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	87,536
歳 出 合 計		462,056

令和2年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

令和2年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,474千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			612
	1 繰入金	金	1
	2 繰越金	金	407
	3 諸収入	入	204
2 業務勘定収入			758
	2 繰越金	金	146
	3 諸収入	入	612
3 就農支援資金貸付勘定収入			15,104
	2 繰越金	金	10,069
	3 諸収入	入	5,035
歳 入	合 計		16,474

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金		16,474
	1 貸 付 勘 定	612
	2 業 務 勘 定	758
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定	15,104
歳 出 合 計		16,474

令和2年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

令和2年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ234,189千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		233,000
	1 繰越金	215,369
	2 諸収入	17,631
2 業務勘定収入		1,189
	2 繰越金	1,187
	3 諸収入	2
歳 入 合 計		234,189

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		234,189
	1 貸付勘定	233,000
	2 業務勘定	1,189
歳 出 合 計		234,189

令和2年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和2年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			79,000
	1 繰入金	金	1
	2 繰越	金	78,999
2 業務勘定収入			912
	1 繰入金	金	210
	2 繰越	金	700
	3 諸収入	入	2
歳 入 合 計			79,912

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		79,912
	1 貸 付 勘 定	79,000
	2 業 務 勘 定	912
歳 出 合 計		79,912

令和2年度福島県港湾整備事業特別会計予算

令和2年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,810,744千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		2
	1 負 担 金	2
2 使 用 料 及 び 手 数 料		587,444
	1 使 用 料	587,444
3 財 産 収 入		551,059
	1 財 産 売 払 収 入	1
	2 財 産 運 用 収 入	551,058
4 繰 入 金		9,600,092
	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,600,092
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		246
	1 雑 入	246

款	項	金額
7 県 債		9,071,900
	1 県 債	9,071,900
歳 入 合 計		19,810,744

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費			18,366,960
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費		17,727,963
	2 荷 役 機 械 整 備 費		522,630
	3 上 屋 管 理 運 営 費		56,056
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費		60,311
2 相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費			1,420,892
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費		1,300,927
	2 上 屋 管 理 運 営 費		25,776
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費		10,634
	4 荷 役 機 械 整 備 費		83,555
3 中 之 作 港 港 湾 整 備 事 業 費			2,892
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費		2,892
4 翁 島 港 港 湾 整 備 事 業 費			20,000
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費		20,000

款	項	金 額
歲	出 合 計	19,810,744

第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
荷役機械管理運営費（小名浜港）	令和 3 年 度	164,473



第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	8,545,800	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	526,100			
計	9,071,900			

令和2年度福島県証紙収入整理特別会計予算

令和2年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,958,998千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 証 紙 収 入		2,910,927
	1 証 紙 収 入	2,910,927
2 繰 越 金		48,070
	1 繰 越 金	48,070
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		2,958,998

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		2,926,805
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,926,805
2 諸 支 出 金		2,193
	1 証 紙 買 戻 金	2,193
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		2,958,998

令和2年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

令和2年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ496,129千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		215
	1 財 産 運 用 収 入	215
3 繰 入 金		205,725
	1 一 般 会 計 繰 入 金	192,895
	2 基 金 繰 入 金	12,830
4 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
5 諸 収 入		290,185
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	290,146
	3 雑 入	38
歳 入 合 計		496,129

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 奨学資金貸付事業費		496,129
	1 奨学資金貸付事業費	496,129
歳 出 合 計		496,129

令和2年度福島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度福島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (1) 年間総処理水量  | 53,657,753立方メートル |
| (2) 一日平均処理水量 | 147,008立方メートル    |
| (3) 流域関連市町村数 | 13市町村            |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	6,811,047千円
第1項 営業収益	4,371,692千円
第2項 営業外収益	2,436,999千円
第3項 特別利益	2,356千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	8,458,552千円
第1項 営業費用	7,728,589千円



第2項 営業外費用 227,605千円

第3項 特別損失 502,358千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額299,299千円は、当年度分損益勘定留保資金299,299千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,565,185千円

第1項 企業債 464,300千円

第2項 補助金 967,400千円

第3項 出資金 824,282千円

第4項 負担金等 309,179千円

第5項 諸収入 24千円

支 出

第1款 資本的支出 2,864,484千円

第1項 建設改良費 1,651,903千円

第2項 固定資産購入費 2,373千円

第3項 企業債償還金 1,210,207千円

第4項 国庫補助金返還金 1千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ547,354千円及び1,354,579千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道（県北処理区及び県中処理区）維持管理業務の委託	令和2年度から 令和3年度まで	1,150,000千円
流域下水道（白河市及び西郷村）維持管理業務の委託	令和2年度から 令和5年度まで	253,000千円
流域下水道（汚泥放射能対策）維持管理業務の委託	令和2年度から 令和3年度まで	547,000千円
流域下水道整備工事（県北処理区）	令和3年度	84,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	464,300千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

った後にお  
いては、当  
該見直し後  
の利率)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、971,847千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

221,309千円

令和2年度福島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| (1) 給水件数    | 74件               |
| (2) 年間総給水量  | 322,685,185立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 884,069立方メートル     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,896,489千円
第1項 営業収益	2,513,664千円
第2項 営業外収益	357,459千円
第3項 特別利益	25,366千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,892,466千円
第1項 営業費用	2,738,210千円

第2項 営業外費用 153,852千円

第3項 特別損失 404千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額670,802千円は、過年度分損益勘定留保資金596,437千円、当年度分損益勘定留保資金74,365千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,667,965千円

第1項 企業債 1,661,200千円

第2項 国庫支出金 1千円

第3項 工事負担金 6,760千円

第4項 固定資産売却代金 2千円

第5項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 2,338,767千円

第1項 建設改良費 1,871,013千円

第2項 企業債等償還金 467,753千円

第3項 国庫補助金等精算金 1千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1 建設改良費	導水管布設工事（江畑（添野工区））	令和2年度	50,000千円	
				令和3年度	200,000千円	
				令和4年度	300,000千円	
				令和2年度	200,000千円	
				令和3年度	260,000千円	
				令和4年度	300,000千円	
				導水管布設工事（横山）	令和2年度	200,000千円
					令和3年度	260,000千円
					令和4年度	300,000千円
					令和2年度	230,000千円
					令和3年度	70,000千円
					令和4年度	300,000千円
		緊急遮断弁無線設備更新工事	令和2年度	230,000千円		
			令和3年度	70,000千円		
			令和4年度	300,000千円		
			令和2年度	0千円		
		量水器更新工事（株IHI）	令和2年度	0千円		
			令和3年度	7,000千円		

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	1,661,200千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金		

該見直し後  
の利率)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、307,874千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 276,191千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

令和2年度福島県地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

土地処分面積 41,204平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 地域開発事業収益	1,945,286千円
第1項 営業収益	532,704千円
第2項 営業外収益	1,334,681千円
第3項 特別利益	77,901千円

支出

第1款 地域開発事業費用	1,020,412千円
第1項 営業費用	696,711千円
第2項 営業外費用	53,900千円
第3項 特別損失	269,801千円



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,890,381千円は、過年度分損益勘定留保資金545,746千円及び当年度分損益勘定留保資金1,344,635千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 4,087千円

第1項 長期貸付金償還金 4,087千円

支 出

第1款 資本的支出 1,894,468千円

第1項 企業債等償還金 1,894,468千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、971,188千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 65,633千円

(2) 交際費 30千円

(他会計からの補助金)

第8条 いわき四倉中核工業団地第2期区域支払利息に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、622千円である。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	田村西部工場団地	10,984平方メートル	売却
		白河複合型拠点	10,000平方メートル	売却
		いわき四倉中核工業団地	20,220平方メートル	売却

令和2年度福島県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		506床
一般病床		306床
精神病床		196床
感染症病床		4床
(2) 患者数		
入院患者	年間患者数	66,794人
	1日平均患者数	183人
外来患者	年間患者数	107,840人
	1日平均患者数	444人
(3) 建設改良事業		4,354,581千円
既設病院整備		92,030千円
資産購入		200,607千円
雑支出		1千円

県立病院新改築事業 4,061,943千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 7,574,362千円

第1項 医 業 収 益 3,148,603千円

第2項 医 業 外 収 益 4,424,147千円

第3項 特 別 利 益 1,612千円

支 出

第1款 病院事業費用 7,624,407千円

第1項 医 業 費 用 7,198,070千円

第2項 医 業 外 費 用 202,696千円

第3項 特 別 損 失 223,641千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 5,232,258千円

第1項 企 業 債 3,866,100千円

第2項 負 担 金 870,018千円

第3項 補助金 467,072千円

第4項 県立病院施設整備基金繰入金 28,225千円

第5項 雑収入 843千円

支出

第1款 資本的支出 5,205,914千円

第1項 建設改良費 4,354,581千円

第2項 企業債償還金 850,491千円

第3項 県立病院施設整備基金積立金 842千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	7,772,268千円	令和2年度	3,957,655千円
		こころの医療センター(仮称)		令和3年度	218,346千円
		整備事業		令和4年度	2,246,982千円
				令和5年度	1,349,285千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
矢吹病院訪問看護事業等用公用車リース	令和3年度から令和8年度まで	11,406千円

南会津病院訪問看護事業等用公用車リース 令和3年度から令和6年度まで 2,060千円

宮下病院患者送迎用バスリース 令和3年度から令和6年度まで 2,112千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
既設病院整備費	89,400千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金 政府資金その他		
資産購入費	108,700千円	同	同上	同上
県立病院新築事業費	3,668,000千円	同	同上	同上

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,911,976千円

(2) 交際費 833千円

(他会計からの補助金)

第11条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費、災害派遣職員等受入経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、824,969千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、580,286千円と定める。